

サービス契約約款

第1章 総則

- 第1条 (約款の適用)
- 第2条 (約款の変更)
- 第3条 (用語の定義)
- 第4条 (サービスの種類、変更及び告知)
- 第5条 (サービスの提供区域)
- 第6条 (契約者)
- 第7条 (契約の単位)
- 第8条 (権利の譲渡制限等)

第2章 申込及び承諾等

- 第9条 (申込)
- 第10条 (申込の承諾等)
- 第11条 (サービス利用の要件等)

第3章 契約事項の変更等

- 第12条 (サービス内容の変更)
- 第13条 (契約者の名称の変更等)
- 第14条 (個人の契約上の地位の引継)

第4章 利用の制限、利用の一時中断、中止及び停止並びにサービスの廃止

- 第15条 (利用の制限)
- 第16条 (契約者からの請求による利用の一時中断)
- 第17条 (利用の中止)
- 第18条 (利用の停止又は利用の制限等)
- 第19条 (サービスの廃止)

第5章 契約の解除

- 第20条 (当社からの解除)
- 第21条 (契約者の解除及びMNPについて)
- 第22条 (初期契約解除)

第6章 料金等

- 第23条 (契約者の支払義務)
- 第24条 (初期費用の額)
- 第25条 (音声通話サービスの通話料)
- 第26条 (初期契約解除に伴い契約者が支払う料金)

- 第27条 (料金等の支払方法)
- 第28条 (割増金)
- 第29条 (遅延損害金)
- 第30条 (割増金等の支払方法)
- 第31条 (消費税)
- 第32条 (別紙の優先)

第7章 データ通信容量追加サービス

- 第33条 (データ通信容量追加サービスの申込み)
- 第34条 (利用期間)
- 第35条 (利用の終了)

第8章 SIMカード及び端末機器

- 第36条 (SIMカード)
- 第37条 (SIMカード等の再発行)
- 第38条 (自営端末機器)

第9章 契約者情報

- 第39条 (契約者情報の取得)
- 第40条 (契約者情報の利用)
- 第41条 (契約者アカウントの発行)
- 第42条 (契約者による契約者アカウントの管理)
- 第43条 (契約者情報の変更の届出)
- 第44条 (契約者情報の警察機関及び行政機関等への提供)

第10章 通信

- 第45条 (5G回線について)
- 第46条 (通信速度等)
- 第47条 (通信時間等の制限)

第11章 サポート

- 第48条 (サポート)
- 第49条 (情報の収集)

第12章 (カスタマーハラスメントに対する基本方針)

- 第50条 (カスタマーハラスメントの定義)
- 第51条 (カスタマーハラスメントの対象となる行為)

第52条（カスタマーハラスメントが発生した場合の対応）

第13章 雑則

第53条（第三者の責による利用不能）

第54条（保証及び責任の限定）

第55条（サイバー攻撃への対処）

第56条（反社会的勢力の排除）

第57条（当社の装置維持基準）

第58条（分離性）

第59条（準拠法）

第60条（協議）

第61条（専属的合意管轄裁判所）

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1 当社が「スカイセブンモバイル」のサービス名称で提供する移動体通信端末及び移動体通信サービス（以下、「本サービス」といいます。）の契約約款（以下、「約款」といいます。）を定め、これにより本サービスを提供します。

2 利用者（契約者のほか、契約者以外に利用者が存在する場合の当該利用者を含むものとし、以下、同様とします。）が本サービスを利用するにあたっては、約款が適用されます（ただし、契約者のみに適用される条項についてはこの限りではありません。）。

第2条 (約款の変更)

1 当社は、約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、約款を変更する場合は、当社Webサイト（以下「Webサイト」と表記のあるもののURLは「<https://www.sky7mobile.ne.jp>」とします。）に掲載する方法により、利用者に周知します。

3 当社が約款を変更する場合は、当社Webサイトにおいて、約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更の効力発生日を周知します。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
携帯電話事業者	当社と直接又は間接にデータ通信サービス又は音声サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者
データ通信サービス	携帯電話事業者の通信網を用いて、当社が提供するパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信サービス
音声通話サービス	携帯電話事業者の音声その他の音響の電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信サービス
SMS（ショートメッセージサービス）	携帯電話事業者の電気通信回線設備を用いて、テキストメッセージの送受信を行うサービス
音声サービス	音声通話サービス及びSMSの総称
音声オプションサービス	音声サービスに関するオプションサービス
料金月	当月初日から当月末日までの期間。契約月に関しては、契約日（開通日）を起算日として当月末日までの期間
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係

	る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)で定める種類の端末設備の機器
当社端末機器	本サービス(SIMサービスを除きます)に含まれている端末機器
自営端末機器	利用者がSIMサービスを利用するため自ら用意する端末機器
SIMサービス	契約者が自ら端末機器を用意するサービス
SIMカード	契約者識別番号その他の情報(以下、「契約者識別番号等」といいます)を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり当社が契約者に譲渡又は貸与するもの
協定事業者	当社と直接又は間接に相互接続協定その他の契約を締結している電気通信事業者(携帯電話事業者及び第三者課金発信機能提供事業者を含みます)
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する電気通信事業者
第三者課金発信機能提供事業者	当社と直接又は間接に第三者課金発信機能の提供にかかる契約を締結している電気通信事業者
データ通信容量追加サービス	データ通信サービスに関するオプションサービス
第三者課金発信	音声通話サービスにおいて、発信先電話番号の先頭に当社が指定するプレフィックス番号を付加することにより、音声通信を発信する方法
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規約に基づき課税される消費税の額、ならびに、地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規約に基づき課税される

	消費税の額
--	-------

第4条（サービスの種類、変更及び告知）

1 本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
かけ放題プラン	第4世代ネットワーク又は第5世代ネットワークによるデータ通信サービス及び音声サービスを利用できるサービス
SMS（ショートメール）付データプラン	データ通信サービス及びSMSを利用できるサービス
スカイセブンのWIFI	WIFIルーターを用いて通信を行うサービス
音声オプションサービス	音声サービスの付加的な機能を提供するオプションサービス

2 当社は、本サービスの内容又は名称を予告なく変更することがあります。

3 前項の変更がある場合には、当社Webサイトにおいて告知します。

4 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、当社Webサイトにおいて随時告知します。

5 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、第9条（申込）に基づき契約者情報を登録した契約者に対し、契約者情報において登録された連絡先宛てに個別に通知することがあります。

第5条（サービスの提供区域）

1 当社のサービスの提供区域は、NTTドコモホームページ記載のサービスエリアマップのとおりとします。本サービスによる通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、本サービスによる通信を利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

3 本サービスは、国際電話及び国外での利用はできません。

第6条（契約者）

契約者は、個人に限るものとします。

第7条（契約の単位）

当社は、一の種類の一のサービス毎に一のサービス契約を締結するものとします。

第8条（権利の譲渡制限等）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

ただし、譲受人が契約者の血縁二親等以内の者である場合に限り、当社指定の方法及び手数料を支払うことにより、譲渡することができます。

第2章 申込及び承諾等

第9条（申込）

1 本サービスの利用を希望する者（以下、本章において「申込者」といいます。）は、本約款に同意したうえで、当社所定の方法により申込みを行うものとします。

2 申込者は、前項の申込みにあたり、当社所定の契約者情報及び本人確認書類もしくはその写しを提供するものとします。

3 申込者は、本サービスを18歳未満の者に使用させようとする場合は、本条第1項の申込みにあたり、その旨を申し出るものとします。なお、18歳未満の者が利用する場合、フィルタリングサービスの設定が法律上義務付けられており、フィルタリングサービスの設定を希望しない場合は、保護者からの申出が必要となります。

4 本サービスの申込みは、申込者本人が行うものとし、代理人による申込みは受け付けられません。

5 本サービスの利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾し、当社所定の手続きを完了した日に成立するものとします。

6 申込者は、本サービスを申込みの場合において、携帯電話番号ポータビリティ（携帯電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下「MNP」といいます。）の適用を希望するときは、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第10条（申込の承諾等）

1 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。

ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込みの内容に不備又は事実と反する記載があるとき（申込内容に記入漏れ、誤記又は虚偽がある場合のほか、申込時に提供される本人確認書類もしくはその写しが虚偽又は偽造である場合を含みます）。

(2) 申込者の過去の申込みが前号に該当していたとき。

(3) 申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 申込者が過去に合理的な理由なく本サービスの受領を怠り、もしくは故意に受領を遅らせる等の事実があったとき、又は現にこれらの事実があるとき。

(5) 申込者と当社との間の契約回線数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(6) 申込者が過去に本約款に違反していたことが判明したとき、又は現に違反しているとき。

(7) 申込者が、過去に当社と契約をし、その後、短期間の間に解約、契約を繰り返しているとき。

(8) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者（当該申込者が契約者となった場合の利用者を含みます。）の身分証明に係る公的書類その他の書類又は情報の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類又は情報の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 当社は、申込の承諾に係る事実の確認を行うにあたり、前条（申込）第2項に定める本人確認のための書類及び前項に定める身分証明に係る公的書類その他の書類又は情報について、発行元の機関に対して照会を行う等、当社が必要と判断する措置を講じる場合があります。

5 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

6 当社が申込みを承諾した場合、電気通信事業法第26条の2に基づく契約書面の交付は、書面又は電磁的方法によって行うものとします。なお、契約書面の再発行はできないものとします。

第11条（サービス利用の要件等）

1 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレスを当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。なお、複数の契約がある場合は、各契約ごとに通知、連絡をするものとします。

2 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第3章 契約事項の変更等

第12条（サービス内容の変更）

1 契約者は、各サービスの種類毎に定める事項について、各サービス契約の内容の変更（パッケージプランの変更及びオプションの変更）を請求することができます。

2 パッケージプランの変更及びオプションの変更の受付は当月の1日から25日18時（土・日・祝日の場合も同様とします。）までとし、以降のパッケージプランの変更及びオプションの変更について、当月は出来ません。変更の適用は翌月1日からとします。但し、すでにMNP予約番号の発行依頼をしていた場合は、パッケージプラン変更、パッケージ追加及びオプションの変更はできないものとします。

3 2021年7月1日より提供開始のプラン（以下、「旧プラン」といいます。）から2023年12月1日より提供開始のプラン（以下、「新プラン」といいます。）への変更の受付は、当月の1日から25日までの契約加盟店営業時間内（土・日・祝日の場合も同様とします。）までとし、原則契約加盟店にて受付の上、行うものとします。なお、旧プランから新プランへの変更後、再度旧プランへの変更はできないものとします。

第13条（契約者の名称等の変更）

1 契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出た事項等に変更があったときは、当社に対し、当社所定の方法により速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

2 契約者は、その氏名、住所若しくは居所に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、当社から契約者に対する通知は、当社に届け出られている情報等に基づいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第14条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人が死亡したときは、当該個人に係る本サービス契約は、終了します。

第4章 利用の制限、利用の一時中断、中止及び停止並びにサービスの廃止

第15条（利用の制限）

1 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を執ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第16条（契約者からの請求による利用の一時中断及び回線の一時停止）

1 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同様とします。）を行います。

2 前項に基づき利用の一時中断を受けた契約者が利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社指定の方法により手数料（回線再開手数料）の支払い後に回線の再開を行うものとします。

3 利用の一時中断及び利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。利用の一時中断の請求後、中断解除手続き完了までに生じた利用料金等（本サービスの通話料等）は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4 利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料等及び音声オプションサービス料）は発生します。

第17条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

第18条（利用の停止又は利用の制限等）

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全ての本サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき、又は申込みの内容が事実と反することが判明したとき

(2) サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）

- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
 - (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
 - (6) 第10条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
 - (7) 第13条（契約者の名称の変更等）の規定に違反したとき、又は、当該規定により届け出られた内容が事実と反することが判明したとき
 - (8) 当社からの契約者確認に応じないとき
 - (9) その他前各号に準ずる事由が生じたとき
- 2 当社が一般的な利用と著しく異なる利用態様と認めた場合、利用契約を停止することがあります。
- 3 当社及び当社と上位キャリア及びNTTドコモにおいて、著しい発信通話があると認められ、上位キャリアより当社へ通話時間において検知された場合は、当社及び上位キャリア及びNTTドコモより、利用契約を停止することがあります。
- 4 当社は、本条第2及び3項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則として契約者及び利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、ユーザー登録により利用者に対する通知方法が当社に判明する場合は、通知することがあります。
- 5 本条に基づく利用の停止があっても、本サービスの利用料金（月額基本料等及び音声オプションサービス料）は発生します。当社は、本条に基づく利用の停止について、本サービスの料金の全部又は一部の返金又は損害賠償には応じません。
- 6 本条に基づく利用の停止後、利用を再開する場合、利用停止が契約者の責に帰すべき原因に基づくときは、契約者は、当社に対して、当社所定の再開手数料を支払わなければなりません。

第19条（サービスの廃止）

- 1 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の30日前までに、その旨を通知します。

第5章 契約の解除

第20条（当社からの解除）

- 1 当社は、第18条（利用の停止又は利用の制限等）第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第18条（利用の停止又は利用の制限等）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上、著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
- 3 当社が一般的な利用と著しく異なる利用態様と認めた場合、利用契約を解除することがあります。
- 4 当社及び当社と上位キャリア及びNTTドコモにおいて、著しい発信通話があると認められ、上位キャリア及びNTTドコモより当社へ通話時間において検知された場合は、当社、上位キャリア及びNTTドコモより、本契約を解除することがあります。

5 当社は、契約者が届け出た銀行口座等の会員資格が喪失された場合、その他の事由により銀行口座等から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、当社所定の基準により利用契約を解除することがあります。

6 第18条（利用の停止又は利用の制限等）により当社が利用契約を解除する場合に準用します。

第21条（契約者の解除及びMNPについて）

1 ご契約期間は、ご利用開始月を含め翌月から12ヶ月間を最低利用期間とします。契約者からの申し出がない限り自動継続とし本契約の効力は継続します。解除の受付は解除月の当月毎月25日（土日祝日が25日の場合も同様とします）18時までに当社へ連絡をするものとし、原則月末の23時59分に解除となります。ただし、契約者からの申し出により解除の受付日に解除することもできるものとします。

2 ご利用開始月から前項記載の契約最低期間に達するまでに解除する場合は、いかなる理由でも解約事務手数料として、1カ月分のプラン代金に相当する額を速やかに契約者は当社指定口座又は口座振替により支払うものとします。なお、解約事務手数料の1カ月分のプラン代金に相当する金額とは、原則は解除月のプラン代金とします。

3 本契約の解除について、第1項記載の最低利用期間後の解除は、解約事務手数料は免除されるものとします。但し、最低利用期間を超えた場合でも、契約者より当社へ解除の連絡がなく、かつ基本料金の支払いがなく、強制解除となった場合は、解除月までの基本料金及び解約事務手数料として1カ月分のプラン代金に相当する額が発生するものとします。なお、解約事務手数料の1カ月分のプラン代金に相当する金額とは、原則は解除となった月のプラン代金とします。

4 契約者は、本サービスの利用契約の解除を希望する場合、契約者本人に限り、当社所定の方法により解除申込みを行うものとします。

5 本サービスの契約者が、MNPによる利用契約の解除を希望する場合、前項に定める解除申込みに代えて、当社所定の方法によりMNPの申込みを行うものとします。ただし、利用者が第18条（利用の停止又は利用の制限等）第1項の定めにより当該サービスの利用を停止されている場合は、当社は、当該契約者によるMNPの申込みを制限することがあります。

6 MNP転出が完了した場合、当社との契約は自動解除となります。

7 MNPを実施するための予約番号の有効期間内にMNPが完了しなかった場合は、MNPの申込みの効力は失われ、当社との契約は継続されます。

8 MNPを実施するための予約番号を発行依頼中又はMNPの有効期限の翌日までは、プラン変更、パケットの追加及びオプションの変更はできないものとします。

9 MNPにおける予約番号の発行については、発行までに2～3営業日程度を要することを契約者は了承するものとします。

10 本条第1項に定める解除申込みが行われた場合、利用契約は、解除申込み日の属する料金月の末日に終了します。なお、当社の解除手続きの都合上、終了日翌日の一定時間内において本サービスを利用できる場合があり、この日に利用があった場合は、利用契約の終了日は同日に変更となります。この場合、終了日の属する料金月の月額基本料、電話リレーサービス料及びユニバーサルサービス料（以下、総称して「月額基本料等」といいます）は発生しませんが、終了日当日の利用分は通話料（SMS 通信料を含みます。以下、あわせて「通話料等」といいます。）としてお支払いいただきます。

第22条（初期契約解除）

1 本サービスの契約者は、本サービスの契約書面（電気通信事業法第26条の2に基づき、利用契約を締結したときに当社が契約者に交付する書面を指します。）を受領した日（本サービスの提供が開始された日が当該書面を受領した日より遅いときは、当該開始された日）から起算して8日が経過するまでの間、当社に書面又は当社所定の方法で通知することにより、本サービスの利用契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。

2 本サービスの契約者のうち、新規の携帯電話番号で本サービスの利用契約を締結した契約者は、前項に定める初期契約解除の通知にあたり、当社にMNPを申込みすることはできません。

3 本サービスの契約者のうち、MNPを利用して他社から当社へ転入してきた契約者は、第1項に定める初期契約解除の通知にあたり、当社にMNPを申込みことができます。なお、MNPを実施するための予約番号の有効期間内にMNPが完了しなかった場合は、初期契約解除の効力は失われるものとします。なお、MNP発行手数料は発生するものとします。

4 初期契約解除が行われた場合、初期契約解除対象サービスの利用契約は、契約者が初期契約解除の通知を発した日に終了します。ただし、初期契約解除においてMNPの申込みをした場合は、初期契約解除対象サービスの利用契約は、MNPが完了した日（契約者が移転先の電気通信事業者と契約を締結した日）に終了します。

5 初期契約解除が行われた場合、契約者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して契約者が支払うべき金額等として、第26条（初期契約解除に伴い契約者が支払う料金）に定める料金を負担するものとします。

6 電気通信事業法により、購入された端末（スマートフォン本体及びWIFI端末機器等）に関する契約は初期契約解除の対象とならず、初期不良以外での返金又は交換はできないものとします。

第6章 料金等

第23条（契約者の支払義務）

1 本サービスの契約者は、利用契約の開始日（当社所定の手続きを経て本サービスの利用が可能になった日をいいます。）から利用契約の終了日が属する料金月の末日までの期間について、本サービスの利用料金を支払うものとします。

2 本サービスの利用料金は、初期事務手数料、月額基本料等、通話料等、及び各種手続きにかかる手数料とします。料金額及び課金日等は当社Webサイトに掲載する料金表（以下、「料金表」といいます。）において定めるとおりとします。

3 当社は、本サービスの利用料金のうち通話料等に上限を設けることがあります。この場合、本サービスの契約者は、本条第2項及び第3項にかかわらず、通話料等が上限に達した時点で当該通話料等を支払うものとします。

4 本サービスの月額基本料等については料金月で課金され、利用開始月は日割り計算とし、利用終了月は日割計算を行いません（プラン代金の満額請求となります。）。ただし、契約時は利用開始月の翌月の基本料金並びにオプション料金と事務手数料及びその他諸費用、利用開始月の日割料金（当社所定の金額を超えない場合のみ）を支払うものとします。

5 本条第2項にかかわらず、第21条（契約者の解除及びMNPについて）第3項に定める終了日の属する暦月又は料金月の月額基本料等は満額発生するものとします。ただし、有料通話料等についてはこの限りではありません。

6 前5項で定める料金が消費税の課税対象である場合は、料金表に基づき、当該料金に消費税相当額を加算した額をお支払いいただきます。

7 同月の利用料金の二重払いが生じた際は、原則翌月の利用代金へ充当するものとし、契約者はこれを了承するものとします。また、受領した料金が請求額を上回る場合は、翌月の利用代金に充当するものとしこれを了承するものとします。ただし、当社の判断により、返金を許諾した場合は、その限りではありません。その場合は振込手数料を相殺して契約者が当社に登録している金融機関口座へ2～4営業日にて返金するものとします。

8 当社は契約者から料金を受領した場合、領収書を発行しないものとします。

第24条（初期費用の額）

契約者は、契約の申し込み時に、初期費用として、事務手数料及び翌月の月額基本料金（ただし、契約日が1日の場合のみ当月の月額基本料金とします。）及び音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、諸費用（振込手数料や郵送の場合の送料及び設定費用等）を当社に支払うものとします。ただし、当月の月額基本料金及びオプションの日割り金額が当社所定の金額以内の場合は契約時に合わせて支払うものとします。口座登録ができない場合及び口座を持たない場合は、支払管理手数料として、契約者は当社に当社所定の手数料を契約時に支払うものとします。なお、支払管理手数料の支払い後、口座登録を行う場合であっても、支払管理手数料は返金できないものとします。

第25条（音声通話サービスの通話料）

音声通話サービスの通話料は月額基本料に含むものとします。ただし、以下の各号に該当する音声通話サービスは、無料通話の対象外とします。

- (1) 国内通話のうち以下の電話番号に発信する通話
 - a) 衛星電話及び衛星船舶電話
 - b) 0570（ナビダイヤル）、0180（テレドーム）などの他社サービス
 - c) 104（電話番号案内料）
 - d) 一方的又は機械的な発信により、長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号として 当社が指定する電話番号
 - e) 他社着信転送サービス（他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス）に該当するものと当社が判断する電話番号
- (2) 留守番電話サービスのメッセージ再生時に「1416」又は「1417」に発信する場合
- (3) 転送電話サービスを用いて、転送先に通話を転送する場合。
- (4) 一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的によるものと当社が判断する場合

第26条（初期契約解除に伴い契約者が支払う料金）

1 第23条（契約者の支払義務）にかかわらず、第22条（初期契約解除）に定める初期契約解除が行われた場合に契約者が支払う料金は、以下の各号に定める料金の合計額とします。

（1）月額基本料等、月額利用料、通話料等、音声オプションサービス料及びデータ通信容量追加サービスの料金のうち、初期契約解除による利用契約の終了日までに当社が提供したサービスの対価に相当する金額

（2）初期事務手数料又は利用契約の変更手続きにかかる手数料

（3）SIMカード発行手数料

（4）契約者が契約時に当社のキャンペーンなどの適用を受けて、初期事務手数料等の免除を受けていた場合は、その免除されていた事務手数料全額

2 当社は、初期契約解除が行われた場合に、契約者から前項に定める料金を超える金額を受領していた場合は、当社の定める時期及び方法により、契約者に超過分を返還します。なお、返還に要する費用は当社が負担するものとします。

第27条（料金等の支払方法）

1 本サービスの利用料金は、毎月当社の指定する支払期日にて別途定める場合を除き、原則、振替口座を登録の上、当社規定の口座振替にて支払うものとします。ただし、当社の判断により当社口座への振込での支払いも可能とします。その際、振込手数料は、振込者（契約者）の負担とします。

なお、契約者の事情により、振替口座の登録ができない場合、契約の申込時又は振替口座の登録ができないことが判明した時点で、当社指定の方法により手数料（支払管理手数料）を支払うものとする。

2 当社は、毎月の課金日その他必要な時点において、当社所定の基準により必要な料金を請求する場合があります。

3 振替口座の登録を変更する場合は、原則契約店舗へ来店の上、当社所定の方法及び手数料を支払い行うものとします。

4 契約者がMNP（MNP予約番号の発行）を当社へ依頼する場合、平成28年総務省告示153号に基づき、当社コールセンターへの電話連絡又は対面での依頼の際は、当社所定の事務手数料（上限1,000円及び消費税）を請求します。ただし、電話連絡又は対面での依頼以外の場合は、事務手数料は発生しないものとします。

5 契約者による端末のパスコードロックによる、PUKコードの発行を依頼する場合、契約者は当社へ当社指定の方法により発行手数料を事前に支払うものとする。（着金確認後にPUKコードの発行を申請し、発行までに2～3日必要であることを了承する。）また、PUKコードの入力の誤り等によって、SIMカードが無効となった場合は、契約者は当社にSIMカード再発行を依頼することができる。その場合、事前にSIM再発行手数料を当社指定の方法により支払うものとする。送料がかかる場合はその実費も含めるものとする。

6 契約者から当社への料金等の振り込みについて、当社サポートデスク営業時間内（10時から18時）に入金確認ができた場合に限り、処理手続きを行うものとします。上記営業時間外の場合は、翌日の午前10時以降に順次処理手続きを行うものとします。

7 契約者は、当社に対し通話明細を請求することができます。通話明細の発行は利用月の翌々月から発行可能となり、直近の発行可能月より遡って1年とします。発行については通話明細発行手数料を当社指

定の方法により支払うものとします。なお、発行方法については、契約者が当社へ登録しているメールアドレスへ電磁的方法により発行します。

第28条（割増金）

本サービスの契約者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同様とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表において消費税を加算しないこととされている料金にあつてはその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払うものとします。

第29条（遅延損害金）

1 本サービスの契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、同様とします。）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当該料金その他の債務の他、支払期日の翌日から支払いの日の日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。

2 前項の規定にかかわらず、初期契約解除をした契約者は、第26条（初期契約解除に伴い契約者が支払う料金）第1項に定める料金について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当該料金の他、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年3%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。

第30条（割増金等の支払方法）

第27条（料金等の支払方法）の規定は、第28条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第31条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第32条（別紙の優先）

本章の規定は、別紙において別の定めをすることができるものとします。

第7章 データ通信容量追加サービス

第33条（データ通信容量追加サービスの申込み）

1 契約者（SMS付データプラン契約者及びスカイセブンのW I - F I契約者を除く）は、データ通信容量追加サービスを利用することができます。

2 データ通信容量追加サービスは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。

第34条（利用期間）

データ通信容量追加サービスの契約者は、データ通信容量追加サービスの利用申込の成立日が属する月（以下、「データ通信容量追加サービス利用期間」といいます。）において、一定の通信量（以下、「利用可能通信量」といいます。）のデータ通信サービスを利用することができます。

第35条（利用の終了）

データ通信容量追加サービスは、利用可能通信量を消費した時点又はデータ通信容量追加サービス利用期間の当月末日をもって利用が終了します。なお、当月末日に利用可能通信量が残っていた場合、翌月への繰り越しはできないものとします。

第8章 SIMカード及び端末機器

第36条（SIMカード）

- 1 本サービスに含まれるSIMカードの所有権は当社に帰属し、本サービスをご利用いただくために当社が契約者に対し貸与するものです。
- 2 契約者は、SIMカード等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3 契約者は、SIMカード等を第三者へ貸与・譲渡しないものとします。
- 4 契約者は、SIMカード等を改造又は改変してはならないものとします。
- 5 契約者は、SIMカード等に登録されている電話番号等を読み出し、又は変更もしくは消去してはならないものとします。
- 6 契約者は、本サービスの利用終了後、速やかにSIMカードを当社に返還するものとします。ただし、当社がSIMカードの返還を不要と判断した場合は、この限りではないものとします。

第37条（SIMカード等の再発行）

- 1 契約者は、SIMカードの故障・不良等によりSIMカードを利用することができなくなったときは、原則として当社店舗へ来店の上、当社サポートデスクを経由して、当社にSIMカードの再発行を請求することができます。なお、料金については当社が定める費用（SIM再発行手数料）とします。
- 2 契約者は、端末機器の変更や紛失等によりSIMカード等の変更又は再発行を希望するときは、原則として当社店舗へ来店の上、当社サポートデスクを経由して、当社にSIMカードの再発行を請求することができます。なお、料金については当社が定める費用（SIM再発行手数料）とします。

第38条（自営端末機器）

- 1 契約者は、本サービス（スカイセブンのWIFIを除く）の利用にあたり、当社推奨端末であって技術基準に適合し、データ通信サービス又は音声サービスに対応した自営端末機器を自ら用意するものとします。
- 2 契約者は、自らが用意した自営端末機器が当社より提供されたSIMカードに適合しない場合、自らの責任において、その適合しない事象を解消するものとする。
- 3 当社は、その自営端末機器の操作方法やアプリケーションソフトの操作方法について、一切関与しないものとします。

第9章 契約者情報

第39条（契約者情報の取得）

1 当社は、契約者から、以下の各号に掲げる情報（以下、総称して「契約者情報」とします。）を取得するものとします。

（1）契約者がサービス又はサービスの利用契約を申し込むにあたり、第9条（申込）又は第33条（データ通信容量追加サービスの申し込み）に基づいて当社に提供する情報：契約者情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、本人確認書類に関する情報）

（2）前号に掲げるものの他、当社がサービス又はサービスの提供に付随して取得する情報：その他情報（請求明細、通信使用量、残存している利用可能通信量、利用期間等）

（3）契約者に送信されたSMSのうち、携帯電話事業者が、危険SMS（実在する事業者等を装い、契約者の個人情報を盗み出すためのWebサイト、アプリケーション又は電話番号に誘導するSMSを指すものとする、以下同様とします。）であると判定したSMSに関する情報（危険SMSの送信日時、送信元電話番号及び内容等）

2 当社は契約者からの初期契約解除、ご契約内容の変更又は解約の申し込みについて、契約者情報の提供を条件とする場合があります。また、契約者が契約者情報の全部又は一部を提供しない場合、当社のサポートサービスを提供できない場合があります。

3 本章の規定は、本条第1項の契約者情報の取り扱いを含む当社との契約全般に適用されます。

第40条（契約者情報の利用）

1 当社は、契約者より取得した契約者情報について、以下の目的のみに利用し、法令に基づいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。

（1）携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます。）その他法令に定められた不正利用防止の目的

（2）青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年第79号）（以下、「青少年インターネット環境整備法」といいます。）その他法令に定められた青少年に対するフィルタリングサービス等提供の目的

（3）本サービスの利用料金の回収する目的

（4）契約者に対するサポートサービスを円滑にする目的

（5）本サービスにお問い合わせ等対応をする目的

（6）契約者に対し、本サービスの追加又は変更の案内、又は緊急連絡の目的で、電子メール又は郵便等で通知する目的

（7）約款の変更、本サービスの停止・中止・契約解除その他本サービスに関する重要なお知らせ等を通知する目的

（8）本サービス、グループ企業又は提携事業者のサービスに関する営業上のご案内、アンケート、ダイレクトメールの送付

（9）本サービスの利用状況等の調査・分析

(10) 本サービスの維持・品質改善

(11) 当社の業務及びこれに附帯又は関連する業務の適切かつ円滑な遂行

(12) サービス及びサービスの開発等の目的で契約者の利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式で加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供する目的

(13) 前各号のほか、利用者から事前の同意を得た目的

2 前項の定めにかかわらず、当社は、以下の各号に該当する場合には、契約者情報を警察機関及びその他行政機関に提供することがあります。

(1) 前項第1号から第3号の目的のために当社が必要であると判断した場合

(2) 当社が、契約者から提供された本人確認書類の写しの内容を確認する必要があると判断された場合

3 当社は、契約者情報について、利用期間中はもとより、利用契約が終了した日から3年間、料金その他債務の支払いがない場合は5年間保管するものとします。

4 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下同様とします。）を求められたとき、又は、これに準ずる事由が発生したことにより当社が契約者確認を行う必要があると認めたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、当社が定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第41条（契約者アカウントの発行）

当社は、契約者に対し、契約者アカウントを発行し、当社所定の方法により、ご利用中のサービスに関する情報を提供します。

第42条（契約者による契約者アカウントの管理）

1 契約者は、契約者アカウントのID、パスワード、その他契約者アカウントの認証のための情報（以下、「アカウント情報」とします。）を自己の責任において管理するものとします。

2 契約者は、アカウント情報を他者に使用させ、他者と共有し、又は売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。

3 アカウント情報の管理及び仕様は契約者の責任とします。アカウント情報の使用上の過誤又は他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切の責任を負いません。

4 契約者のアカウント情報をもって本サービスが利用されたときは、その契約者自身の利用とみなされるものとします。

5 契約者のアカウント情報を使用し、契約者と他者により同時に、又は他者のみによって使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

6 アカウント情報及びアカウント情報をもって提供される情報については、契約の終了後の翌々月末をもって、使用できないものとします。

第43条（契約者情報の変更の届出）

1 契約者は、当社に提供した契約者情報に変更が生じた場合、当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。

2 契約者情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときには、当社から契約者に対する通知は、当社に届け出られている契約者情報に基づいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第44条（契約者情報の警察機関及び行政機関等への提供）

当社は、警察機関、行政機関、及び、司法機関等より、契約者の契約者情報について、法令に基づく照会の要請があったときは、契約者に該当した場合を含めその照会に応じることとします。

第10章 通信

第45条（5G回線について）

- 1 5G回線については、5G回線の通信速度及び繋がりを保証するものではありません。
- 2 5G回線を利用にあたっては、5G対応端末が必要となります。

第46条（通信速度等）

ネットワークの混雑状況により、通信が遅くなる、又は接続しづらくなることがあります。なお、一定時間内又は1接続で大量のデータ通信があった場合、長時間接続した場合、又は、一定時間内に連続で接続した場合は、その通信が中断されることがあります。

第47条（通信時間等の制限）

機械的な発信等により、1度のデータ通信接続において大量のデータ通信があった場合や、一定時間内に連続でデータ通信接続をした場合など、当社設備に影響を及ぼすと当社が判断した場合は、そのデータ通信の速度を制限することがあります。

第11章 サポート

第48条（サポート）

- 1 当社は、契約者及び利用者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスの利用に関する技術サポートを提供します。
- 2 当社は、前項に定めるものを除き、契約者及び利用者に対し、保守、デバッグ、アップデート又はアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
- 3 当社は、契約者及び利用者に対して提供している本サービスのアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
- 4 当社は、本サービスの利用に関する一般的な技術情報を除く、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

第49条（情報の収集）

1 当社は、本サービスに関し、契約者及び利用者に対して技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者及び利用者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。

2 当社は、前項により当社が契約者及び利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う契約者及び利用者の本人確認、アフターサービス、新サービス及びキャンペーン情報等のご案内ならびにサービス開発及びサービス向上等のための調査に利用することがあります。ただし、契約者及び利用者を特定できる形で公開することはありません。

第12章（カスタマーハラスメントに対する基本方針）

第50条（カスタマーハラスメントの定義）

契約者及び利用者からの言動・要求のうち、当該内容に妥当性を欠くもの、又は妥当であっても手段・態様が社会通念上不相当なものであり、従業員（本部サポートセンター及び加盟店を含む全スタッフ）の就業環境が害されるものとします。

第51条（カスタマーハラスメントの対象となる行為）

カスタマーハラスメントの対象となる行為は以下のものとしますが、これらは例示であり、これらに限られるものではありません。

- （1）身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）や威圧的言動
- （2）土下座の要求
- （3）拘束的な行動（不退出、長時間の電話・居座り、監禁、何度も同じ説明をさせる、要求する）
- （4）許可なく当社関連施設内に立ち入る行為
- （5）許可なく録音、及び当社で働く従業員や当社関連施設を撮影する行為
- （6）差別的な言動、性的な言動
- （7）当社で働く従業員個人への攻撃や要求
- （8）当社で働く従業員の個人情報などのSNS／インターネットへの投稿（写真、音声、映像の公開）
- （9）不合理又は過剰なサービスの提供の要求
- （10）正当な理由のない商品やサービス、金銭の要求、謝罪の要求

なお、上記の定義及び行為例は、厚生労働省発行の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づき策定しているものです。行為例は例示であり、カスタマーハラスメントはこれらに限定されるものではありません。

第52条（カスタマーハラスメントが発生した場合の対応）

1 カスタマーハラスメントと判断される言動などが認められた場合は、従業員を守るため毅然とした対応を行い、必要により商品・サービスの提供や契約者及び利用者への対応をお断りさせていただく場合があります。

2 当社は、当該カスタマーハラスメント行為が悪質なものと判断した場合は、警察や弁護士など外部専門家と連携し法的措置なども含め厳正に対応します。

第13章 雑則

第53条（第三者の責による利用不能）

1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、

当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償から当社の損害を填補する部分を控除した額（以下「損害限度額」といいます。以下、同様とします。）を限度として、損害の賠償をします。ただし、当社は、当該損害を被った契約者のために、第三者に対し損害賠償請求をする義務を負うものではありません。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第54条（保証及び責任の限定）

1 本サービスにおける保証又は保証の限定に関しては、サービスの種類毎に定めるものとします。

2 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

3 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第55条（サイバー攻撃への対処）

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

（1）国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

（2）契約者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、本サービスを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第56条（反社会的勢力の排除）

1 契約者及び利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3 当社は、契約者及び利用者が前2項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

4 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者及び利用者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第57条（当社の装置維持基準）

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持するものとする。

第58条（分離性）

本約款の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第59条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

第60条（協議）

当社、契約者及び利用者は、本サービス又は本約款に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第61条（専属的合意管轄裁判所）

当社、契約者及び利用者は、本サービスに関して裁判上の紛争が生じた場合、その訴額に応じ大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

本約款（第6版）は、令和6年11月1日より実施します。

改訂履歴

初版	令和4年2月1日
第2版	令和5年2月21日
第3版	令和5年3月8日
第4版	令和5年8月1日
第5版	令和5年12月1日
第6版	令和6年11月1日